

平成22年第1回上里町議会定例会会議録第6号

平成22年3月12日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第31 (町長提出議案第25号)平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算について

日程第32 (町長提出議案第26号)平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第33 (町長提出議案第27号)平成22年度上里町水道事業会計予算について

出席議員(12人)

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君	下水課長	豊田昇君
水道課長	澁澤秀実君		

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

開 議

午前9時00分開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第31 町長提出議案第25号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第31、町長提出議案第25号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、お手元の資料の予算書であります。薄いほうであります。43ページをひとつ見ていただければと思いますが。

御提案申し上げました議案第25号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算でございますが、まず初めに上里町公共下水道事業の今日までの経緯を申し上げたいと思うわけですが、この事業は当初、水質管理センターを建設し、分流式の個別処理で計画実施したところでございますが、平成15年度に児玉都市1市4町における利根川右岸流域関連の見直し協議が実施をされまして、その後、計画変更が認可をされたことによりまして、利根川右岸流域関連上里町公共下水道事業として、本年4月1日に供用開始する運びとなりました。

この間、議員さんを初め、各区長さん方々の御協力をいただいて、この運びとなったわけがあります。

また、この供用開始に伴う接続に関する説明会を関係行政区長の御協力をいただきまして、実施をしてきたところでございます。

それでは、この会計予算についての御説明を申し上げたいと思いますが、43ページを、先ほど言いました43ページからでございますが、平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算であります。

平成22年度上里町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算であります。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,992万3,000円と定め、同条第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

次に、債務負担行為であります。第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担

する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

次に、地方債であります。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算であります。歳入は7款、歳出3款の構成となっております。

内容について御説明申し上げますが、初めに歳入でございますけれども、款の1の分担金及び負担金、項1の負担金であります。本年4月1日の供用開始に伴い公共下水道接続によります受益者負担金は3,539万7,000円としたところであります。

次に、款の2の使用料及び手数料であります。5,216万9,000円です。

その内訳を申し上げますと、項1の使用料であります。公共下水道使用料金5,216万3,000円であり、項2の手数料6,000円は、町下水道条例第29条の規定に基づく排水設備工事責任技術者証交付手数料等です。

次に、款の3の国庫支出金、項1の国庫補助金につきましては、5,300万円は公共下水道事業費補助金です。

次に、款の4の繰入金、項1の他会計繰入金は7,619万1,000円です。一般会計より繰り入れるものであります。

次に、款の5の繰越金、項1の繰越金は10万円の計上です。これについては、前年度と同額の計上をしたところでございます。

次に、款の6の諸収入1,046万6,000円です。その内訳を申し上げますと、項1の預金利子1,000円科目設定、歳計現金預金の利子です。項の2の雑入1,046万5,000円、平成21年度公共下水道事業に係る消費税及び地方消費税の還付金です。

次に、款の7の町債、項1の町債9,260万円は、公共下水道事業債であり、歳入合計は3億1,992万3,000円です。

次に、歳出であります。款の1の事業費、項1の事業費2億4,631万2,000円は、公共下水道給与費及び公共下水道維持管理事業並びに公共下水道建設事業費の総額です。

次に、款の2の公債費でありますけれども、項1の公債費は7,351万1,000円でありまして、平成8年度から前年度までに借り入れをいたしました元利償還金です。

次に、款の3の予備費は、項1予備費10万円の計上です。前年度と同額といたしたところであります。

歳出合計は3億1,992万3,000円としておるところでございます。

次に、45ページでございますけれども、「第2表 債務負担行為」であります。この内容につきましては、町下水道改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の創設により、この規則第19条の規定に基づく損失補償についての期間、限度額を定めたものであります。

46ページをお開きいただきたいと思いますが、「第3表 地方債」であります。公共下水道事業についての限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものであります。

以上が提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

事項別明細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 下水道課長 豊田 昇君補足説明〕

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については43ページから46ページまで、予算説明書については279ページから299ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） まず、279ページ、分担金及び負担金3,539万7,000円ですが、受益者人口、受益者世帯はどのぐらいになり、1人当たり、あるいは1世帯当たりではどのぐらいの負担金を見込んでおられるのか。

また、その下の使用料及び手数料、これは下水道の、いわば使用料、水道料金に応じて試算すると思うんですけれども、法人が4,000万入ってくるだろうと。そうすると、個人は1,200万円。個人での下水道使用料は世帯で、あるいは人口でどのぐらい見込んでおられるのか。その説明をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

まず、分担金及び負担金のほうの受益者のほうの問題でございますが、先ほど申し上げましたとおり、30%を接続見込みとして、みている関係がございます。そういう状態の中で、おの

おのさせていただいた部分でございますし、使用料のほうにつきましては、同じく、この部分の中で私どもとしては1世帯当たりが大体、その使用1カ月当たり30トン前後かなということで見込んでいるわけでございます。そういう状態の中で、児玉工業団地以外のところについては接続率30%との考え方を踏まえまして、計上させていただいた部分でございます。

議長（根岸 晃君） 13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） そうしますと、1世帯当たりの負担金は幾らに考えておられ、その使用料も1世帯では幾らに計算しておられるのか。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 私どもとしては、平均大体約10万円前後かなということで、負担金ですね。これは当然、面積によっていろいろ変わってきますし、私どもとすれば、500平米を超えた世帯については徴収猶予ということをしていただいております。なお、地元説明会については、私どもの説明資料としては50坪、約165.62平米として、考え方を説明会の中では説明させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） ほかにありませんか。

6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 予算に関する説明書の286ページの説明欄の15工事請負費、公共下水道管渠築造等工事費1億6万5,000円の、この金額の件なんですけれども。それと、あと、13の委託料の公共下水道管渠実施設計等業務委託料、これが2,700万円。まず、これから、平成22年度からの第2工区分の費用だと、先ほど課長さんからお聞きし、また面積は20ヘクタールということですね。この20ヘクタールの面積はどここの地区のどの辺りを言っているんでしょうか。まず、それが1つ。すみません。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 先ほど実施設計区域面積を約20ヘクタールというふうに申し上げましたところは、今、鬼石線、神本線の西側のところから、私どもとしての考え方でいきますと、5丁目の辺から進んでいったほうが有効かなということで。なお、その3丁目等の問題については当然、その旧簡水の、その水道が複雑に入っている関係上、やはり工事のやり易い方ということをお考えますと、5丁目の方かなということで考えておるわけでございます。

議長（根岸 晃君） 6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 今、お聞きしましたけれども、今、お聞きすることによると、旧の水道管の非常に複雑な問題があるので、5丁目側からやると。それと同時に結局、本管が5丁目、旧道近くに入っているわけですよ。神本線のあそこ、旧道ずっと西から来て。そういう関係から、本管に近いところからこうやっていくと、順序的には。そういうことも考慮して、5丁目から始めていると。そういう関係もあるんでしょうか。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 議員さんが申し上げたとおりでございます。当然、平成22年度工事完了すれば、当然、汚水が流せる状態になるわけでございますので、今回、区域として20ヘクタールのところが完成すれば、23年度から供用開始ができるという考え方をもって、区域を決めさせていただいているわけでございます。

議長（根岸 晃君） 6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） そうした場合、5丁目地区がある程度二、三年たって流せ、そうすれば、今度は4丁目、3丁目、2丁目と旧神保原地区を総体的に優先的にやるような感じになるんでしょうか。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今の下水道課長のほうから話ありましたとおり、また新井議員からのお話がありましたとおり、本管が神本線のほうに入っておりますから、下から当然やっていくことが一番効率的によろしいということになるわけでありましてけれども、先ほども申し上げましたとおり、4丁目地域の水道の配管が非常に複雑な民地に入っているというようなこともあるわけでありまして、それらを考慮して、今、5丁目からということになったわけでありまして。これからの問題については、それらを考慮しながら、位置、場所等を順次決めて進んでいきたいというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） 1人3回ということでございますので、ほかにございませんか。

9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 9番、伊藤です。

285ページの説明のところの18番、備品購入費、軽自動車ほかとありますが、買い替えか、

もしくは追加で買うのなら、どういうことが説明をお願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

元来、下水道課にもバンがございました。これが車検切れで2月にも終わりました、今、一部他の課からお借りしているということでございます。それに伴いまして、もう十数年たっておりますので、今回、新車で購入させていただくということで計上させていただいたわけでございます。

以上です。

議長（根岸 晃君） 9番、伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 以前、同僚議員からも大変、役場には車がいっぱいあって、遊んでいるんじゃないかというようなお話もありました。他の課から今、お借りしていて間に合ったということになると、そのままでも間に合うような気もするんですが、いかがでしょうか。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今回、下水道事業の中で特別会計という形で、車を購入させていただくわけでありましてけれども、やはり専門の車という形をしておかないと、その中にいろいろな機材等もあるわけでありまして、常時それを設備をしておくということも必要になるわけでありまして。そういう意味で、下水道課の特別会計の中で購入するという形をとらせていただいたということでございます。なおかつ、町の全体の車については、できる限り、縮小する方向で、また、集中管理ができる方法で検討はしております。

議長（根岸 晃君） ほかにございませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第25号 平成22年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 町長提出議案第26号 平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第32、町長提出議案第26号 平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第26号 平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、まず初めに、今日までの状況を説明いたしたいと思っております。

前年度新たに1戸の加入がありまして接続総戸数は57戸であります。また、未接続の世帯につきましても、アンケート調査等を前年度、実施するなど、速やかに接続していただくよう推進をしているところでございますし、戸別訪問を行ってまいります。

それでは、この会計の予算内容について説明をいたしたいと思っておりますが、49ページをお開きください。平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算であります。

平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算であります。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,174万9,000円と定め、同条第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

50ページをお願いを申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算」は、歳入の5款、歳出が2款の構成となっております。内容について説明申し上げますと、初めに歳入でございますが、款の1の分担金及び負担金、項1の分担金50万円は受益者分担金でございます。次に、款の2の使用料及び手数料は、項1の使用料235万2,000円であり、農業集落排水使用料であります。

次に、款の3の繰入金、項1の他会計繰入金879万6,000円につきましては、一般会計から繰り入れをいたすものであります。

次に、款の4の繰越金であります。項1の繰越金10万円につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

次に、款の5の諸収入であります。項1預金利子1,000円、これについては歳計現金預金

利子であります。前年度と同額を計上したところでございます。

歳入合計につきましては1,174万9,000円であります。

次に、歳出でございますが、款の1の事業費、項1の事業費608万8,000円につきましては農業集落排水維持管理事業であります。

次に、款の2公債費、項1の公債費が566万1,000円で、平成11年度から平成15年度までに借り入れをいたしました元利償還金であり、歳出合計は1,174万9,000円であります。

以上が提案理由の説明でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については49ページから50ページ、予算説明書については301ページから309ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 副町長の先ほどの御説明で上里町農業集落排水事業の戸数は今現在57戸ぐらい入っているというお話なんですけれども、当初の計画は何戸だったのでしょうか。

議長（根岸 晃君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

全体としては100戸を見込んでおったわけです。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかにございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第26号 平成22年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 町長提出議案第27号 平成22年度上里町水道事業会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第33、町長提出議案第27号 平成22年度上里町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、予算書の53ページをお願い申し上げたいと思います。

議案第27号 平成22年度上里町水道事業会計についての御説明を申し上げたいと思います。

総則であります。第1条であります。平成22年度上里町水道事業会計の予算は次に定めるところによるものであります。

業務の予定量であります。第2条であります。業務の予定量は次のとおりであります。

（1）といたしまして、給水戸数は1万1,655戸、昨年度が1万1,811戸でありますので、156戸の減となっているところでございます。

次、（2）といたしまして、年間給水量は399万8,000立方メートルであります。昨年度が407万4,000立方メートルでありますので、7万6,000立方メートルの減になっておるところでございまして、ここ数年、節水等々によりまして給水量が減少傾向にあります。

（3）といたしまして、1日の平均給水量は1万953立方メートルであります。昨年度につきましては1万1,162立方メートルであったわけでありまして、209立方メートルの減になっているところでございます。

（4）は、主な建設改良事業でございますけれども、機械・電気更新事業で1億8,450万円となっておりますところでございます。その他、石綿セメント管の更新事業といたしまして、5,100万円余りを国庫補助事業として行う予定であります。

次に、収益的収入及び支出でございますが、第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものであります。

収入でありますけれども、第1款の事業収益は5億2,002万4,000円であります。前年度比1,532万1,000円の減であります。主な要因は給水収益の減によるものであります。

内訳であります。第1項の営業収益は前年度比1,247万4,000円の減であります。第2項の営業外収益は前年度対比284万7,000円の減であります。第3項の特別利益は科目設定としてあ

るところでございます。

次に、支出でありますけれども、第1款の事業費は5億3,293万1,000円であります。前年度比にいたしまして、1,953万5,000円の減であります。

内訳でありますけれども、第1項の営業費用は前年度比279万3,000円の減で、減価償却費の減が主な内容であるわけであります。第2項の営業外費用は前年度比1,674万2,000円の減であります。支払利息や消費税によるものであります。第3項の特別損失、第4項の予備費は前年度と同額を計上いたしましたところであります。

次に、資本的収入及び支出であります。第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるといふことございまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億3,155万3,000円は、当年度分の消費税資本的収支調整額1,362万4,000円及び過年度分の損益勘定留保資金の2億1,792万9,000円で補てんするものであります。

収入であります。第1款の資本的収入につきましては2億3,500万1,000円あります。前年度と比べまして2億1,350万1,000円の増額になっているところでございます。

内容でございますが、第1項の企業債は2億2,500万円。これは新規でございます。機械・電気等の更新事業に伴うものであります。第2項の国庫補助金につきましては1,000万円100万円の減であります。石綿セメント管更新事業に伴う補助金であります。第3項の負担金1,000円は1,049万9,000円の減であります。北部用水のバイパス工事に伴う負担金でしたが、工事が完了いたしましたので減額となっているところでございます。

次に、支出でありますけれども、資本的支出は4億6,655万4,000円あります。前年度比1億8,823万9,000円の増となっているわけであります。

内訳でありますけれども、第1項の建設改良費が前年度比1億8,202万8,000円の増額でありまして、機械・電気等の更新事業に伴うものであります。第2項の企業債償還金は前年度比621万1,000円の増であります。

次に、企業債でありますけれども、第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めるといふことになっておるわけでありまして、起債の目的、機械・電気等更新事業、限度額2億2,500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、一時借入金でございますが、第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定めているところあります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということござい

ざいまして、職員給与費、交際費でございます。

次に、職員給与費は7,128万9,000円でございます。前年度比247万2,000円の減でございます。これは人事院勧告に基づく減額であります。交際費は前年度と同額であります。

次に、補助金でございますが、第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりでございます。企業債利息支払金補助3,431万9,000円でございます。前年度比に対しまして279万6,000円の減であります。企業債の支払利息の減によるものであります。

最後になります。第9条 たな卸資産の購入限度額は496万7,000円とするところでございます。

以上が提案理由の説明でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

補足的に説明させていただきますが、前回の協議会の中に説明が十分でなかった部分がございますので、あわせて説明をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、水道事業につきましては、第2次浄水場の機械・電気設備更新事業が5カ年の計画によって行われるわけでありまして、全体計画は9億7,000万円余りでありまして、第1年度につきましては、今度の予算計上でありますけれども、約1億8,400万円余りであるわけでありまして、これらにつきましては、受変電設備工事1億円余り、それから運転制御工事、それから自家発電設備工事等々の工事を行うということで、1億8,000万円余り。それで2年目につきましては、テレメーター設備工事、それから中央監視制御設備工事等々行うわけで、2億3,000万円余りを計画いたしているわけでありまして、3年度につきましては、運転制御整備工事が1億8,000万円余り等々があって、全体では2億1,000万円余りの工事を行うことになるわけでありまして、それから4年目につきましては、主に運転制御設備の工事1億1,600万円余り等々行うわけでございます。全体では1億4,000万円余りの4年目の工事になる予定であります。5年目につきましては、主に配水ポンプの設備工事が3,600万円余り、それから運転制御設備の工事が3,200万円余り、それから計装設備工事6,600万円余り、それからテレメーター設備工事が2,380万円余り等々ありまして、全体で1億9,500万円余りの工事になるわけでありまして、5カ年全体では9億7,000万円余りの工事を行うということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、詳細事項別明細については、水道課長より説明させます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

水道課長。

〔以下、上程中の議案について 水道課長 澁澤秀実君補足説明〕

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については53ページから55ページまで、予算説明書については311ページから339ページまでの収入・支出全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

11番、桜井彪議員。

〔 1 1 番 桜井 彪君発言〕

1 1 番（桜井 彪君） 後ろのほうからお聞きします。

336ページ、特別損失400万円というのが計上されていますが、これは過年度の不納欠損わかります。この件数をちょっと教えていただきたいんですが、どういうものでどのくらいというのが知りたいわけですので。

それから、ページを上を上りまして324ページ。この中で固定資産があります。固定資産の金額、償却額は、これを見ればわかるわけですが、この中で今後、当然あと数年で、この減価償却が切れてくるものもあろうかと思えます。その中で、そういうものに対する今後の対応のあり方、それをどう考えておるのか。お願いをします。

それから、今、給水量が当然減っているということで、今日の中のこれはわかりますけれども、この対策は、人が増える増えないというのは、これはもう自然の現象ですから、町としてもどうにもならないわけですから。この辺について、今後、やはり大型のところが増えてくる見込みは今の状況ではないと思うんですけれども、この辺に対しての試算と、要するに今残っている固定資産、この資産を使って、今のままやっていったときに、私はいつも言っていますけれども、この原価のところに入れる資産、要するに固定資産の分が余りにも少な過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それはどういうことかというのと、先般、町長あてに21年12月21日の答申の中のこの書面を見ても、給水原価、これの上里町の位置というのは63番目、128円10銭になっているわけです。それで、例えば美里町や神川町、この近くのものを見ても町村を見ても、180円とか170円とか全然この辺が違うんですよ。ですけれども、これはもう今のこの内容ではどうしようもないと思いますので、この辺をいかに固定資産のほうをもう一度見直すというのが私は当然出てくるんだろうというふうに思うんです。その中で、やはり最終的に一番言いたいのは、この25円の答申額、これをぜひ認めてほしいということをやはりお願いをしておきたいと思います。

質問を最後に持ってきたのは、そういうところにどうしても金がかかるわけですから、それを上げるためにはぜひその辺のことについて、答申のこの内容をよく考えてほしいというふう

に思います。これは1つの質問になりますけれども。

以上です。

議長（根岸 晃君） 水道課長。

〔水道課長 澁澤秀実君発言〕

水道課長（澁澤秀実君） 336ページの特別損失の過年度損益修正損でございますが、決算資料をお持ちしていないので、ちょっと件数等については、申しわけないんですが、後日ということによろしいでしょうか。

すみません。

それから、減価償却資産等の今後の対応ということでございますが、先ほどから桜井議員さんに言われていますように、給水価格と供給単価が違うという形で、今後料金等、審議会で審議していただきまして上げていくというふうな形になっておるところでございますが、その減価償却分につきましては、当然貯蓄して、次のために蓄えていかなければならないというふうな形で考えているところでございます。

それから、給水量の減につきましては、今後ハイウェイオアシスのところの工業団地にするという形で企業関係を誘致できればいいなというふうな形で思っているところであります。

それから、固定資産の見直しでございますが、何分合併する前の簡易水道につきましては、既に40年50年というふうな形になって月日がたっておりますので、見直しについては非常に難しいなというふうに感じているところでございます。老朽管の布設替え等しながら、新たに記録なりして管理していきたいなというふうな考えているところであります。

以上です。

議長（根岸 晃君） 11番、桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 説明はわかりました。

私の言いたいのは、くどいようですけれども、今申し上げた中はこれから水道会計をやっていく上で、万が一、水道が止まるなんていうことになると、これは電気が止まるのとは違いますので、水道というのは生命にすぐ依存するものです。そういう中でやはり正当な価格というものは必要だと思っんです。ですけれども、その正当な価格が今の計算ですれば、こういうふうになるというのはこの数字から出ている数字ですので、それはもうだれが見てもわかりだと思っんです。ただ、今後その隠れた部分にあることだけはぜひ、これは上里の一部の方しか、私はわからないと思います。ということは、この資料を見ないと、そういうことはわからないわけですので、ぜひ、その辺、この水道ということに関して、もう少し本当の価格、アクチュアルコストはどこにあるのかということを出すためにも、ぜひその辺の個々のことにつ

いて、お願いをしたい。そういうことは要するに単純なのは水道料金を上げるしかないんです。ただそれだけをお願いして、あとのあれは結構です。それだけお願いしておきます。

以上です。

議長（根岸 晃君） 質疑ありますか。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 326ページと327ページであります。326ページには平成21年度上里町水道事業予定損益計算書というのがありますが、その中で327ページの部分に、6として特別損失とあります。これによりますと、当年度純損失、いわゆる平成21年度の純損失は1,840万円ということであり、当年度繰越欠損金1億9,000万円、当年度未処理欠損金2億円という数字であります。要するに平成20年度における単年度の欠損、赤字は2,000万円です。これで21年度における累積赤字は2億円ですよという解釈でよろしいのかどうか、説明をお願いします。

議長（根岸 晃君） 水道課長。

〔水道課長 澁澤秀実君発言〕

水道課長（澁澤秀実君） そのとおりでございます。

議長（根岸 晃君） 質疑ほかにございますか。

ほかに質疑はございませんか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） いや、いいです。今答弁してもらいましたから、いいです。

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

先ほどの提案理由の説明及び担当課長の説明によりますと、この数年間、水道使用量は減少傾向にあると。その結果が収益も減少しておるという説明内容であったわけであり。しかしながら、上里町の水道事業では大変高い県水を受け入れていると。県水の受水費として平成22年度予算書では4,760万円、県水の受水費に支出をする予定であると。県水の受水については平成15年には日量500トンで、年間予算額として1,646万円であったわけ。それが16年も

500トンで1,646万円でありましたが、平成17年になりますと1,010トンになり、年間予算額で2,390万円に増額しており、18年も1,010トンで2,391万円であります。ところが、19年も同じ1,010トン、2,397万円ですが、平成20年度になりますと、日量1,340トンに県水の受け入れ水量を増やして年間予算額も3,173万円に増額しており、21年度では1,670トン、予算額で3,954万円になっております。それで、先ほど申し上げましたように、平成22年度では4,760万円、県に支払う予算になっております。

要するに、町の水道使用量は減少傾向にあるにもかかわらず、収益も減少しているにもかかわらず、県水に莫大な予算をかけている。これが赤字の原因じゃないかなと思います。先ほどの課長の説明によると、累積赤字は約2億円ですと。しかしながら、単年度決算では約2,000万円ですと。言うなれば、年々2,000万円の赤字が積み重なって、今の2億円の赤字になっているんですと。逆に言えば、年々2,000万円の赤字を解消すれば、この2億円の累積赤字はなくなるのではないだろうか。何よりも県水の受水量の増加が赤字の原因であり、県水の受水量を減少させれば黒字にできると。こんなふうに思うところであります。

そして、埼玉県はハッ場ダム建設に莫大な予算を投入することで、暫定水利権を得ているわけでありましてけれども、しかし、ハッ場ダムができなくなれば、安定水利権は確保できなくなるわけでありまして。鳩山政権はハッ場ダムをつくらないと言っているわけで、これが正式な法手続を踏んで、ハッ場ダムをつくらない、県費、県が投入した県費予算を地方に返還するということになれば、当然埼玉県は安定水利権を確保できず、上里町にも送水を行うことができなくなり、上里町は県水を受水することができなくなるわけでありまして。こういう状況の中において、上里町の水道事業会計予算には県水の受水費を4,760万円も計上した平成22年度の予算でありますので、反対をするものであります。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第27号 平成22年度上里町水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれもちまして散会いたします。

午前10時30分散会